

「いじめ重大事態に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策について

1 はじめに

市立小学校及び市立中学校においていじめ事案が発生し、その後いじめ重大事態と認定した事案について、調査報告書を受け、北九州市教育委員会では再発防止策を定めました。

調査報告書に記載されている内容を真摯に受け止め、再発防止の取り組みを確実かつ継続的に取り組んでまいります。

2 提言を受けた再発防止策について

(1) 学校における再発防止策

ア いじめ防止対策委員会の定期的開催による組織的な対応体制の確立について

学校において、「いじめ防止基本方針」を作成し、いじめの予防のあり方から、いじめの早期発見、いじめを認知した際の対応まで、組織的な対応を行う体制を確立しているところです。

定期的に校内の「いじめ防止対策委員会」を開催し、いじめの認知やいじめの対応について組織的に検討を行っていきます。いじめ防止対策委員会では、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的な知見を得ながら、いじめの解消に向けて取り組むための体制を整備していきます。

今後も、いじめの予防の在り方、いじめを認知した際の組織的対応について、学校全体の状況や各学年の状況を確認し、適宜改善を図っていきます。

イ 児童生徒及び教員に対する教育・研修の充実について

教員に対しては、各学校で策定している「いじめ防止基本方針」を活用して、いじめが疑われる事案への対応や校内体制の共通理解等についての研修を、年間を通じて計画的に実施していきます。研修を通じて「いじめの捉え」を教員で共有するとともに、「対応の方向性」を学校全体で共有します。

なお、「生徒指導実践資料」を全教員に配布しており、その中で、いじめへの対応について記載しているほか、学校力向上支援訪問を通じて、教員向けに「いじめ」の認知や認知後の対応等について研修を行っており、共通した理解を得ることができるよう努めているところです。

また、児童生徒に対しても、発達の段階に応じて、「いのち」や「人権」に関わる授業を全学級で実施していきます。

ウ いじめ相談窓口の周知について

年度初めや長期休業前に、いじめにあたり目撃したりした児童生徒が安全に相談できる窓口を紹介するとともに、学校内にも様々な相談窓口や相談できる場所があることを児童生徒に周知し、相談することが有効であると感じることができるようにしていきます。

また、児童生徒用の GIGA 端末に相談窓口を添付する等、定期的に相談窓口の周知を行っていきます。

なお、令和4年5月より、いじめの被害やいじめの目撃について相談できる「北九州市 SNS 悩み相談」を実施しており、学校と教育委員会で連携を図り、早期解決に向けて取り組んでいます。

エ いじめの申告がなされた場合の組織的対応について

定期的に児童生徒と面談を実施し、「いじめが疑われるようなことがないか」を尋ね、記録し、組織で対応していきます。相談記録については、校長以下複数の教員で確認し、いじめが疑われる小さな事案も見逃さないようにします。

また、定期的に「いじめに特化したアンケート」を実施し、いじめが疑われる事案に関しては、必ず面談等を実施して、児童生徒に寄り添いながら丁寧に対応していきます。

いじめが発覚した際は、早急に、校内のいじめ防止対策委員会で解決へ向けた対応を検討し、重大事態としての調査が必要な場合には、早期に調査を開始することができるように、市教育委員会と学校で調整を図っていきます。

オ 被害児童生徒の保護について

いじめが発覚した際は、被害児童生徒やその保護者に寄り添い、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢で取り組んでいます。

「被害児童生徒を守る」ことを重視し、被害児童生徒やその保護者に寄り添って、誠実かつ組織的に取り組みながら対応していきます。

また、被害児童生徒及び保護者と教員との良好な人間関係づくりを継続して行い、学校へ相談しやすい環境を作っていきます。面談を行う際には、寄り添う姿勢で児童生徒の話を傾聴し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、養護教諭、関係する教職員及び保護者とも連携して対応を行っていきます。

被害児童生徒と加害児童生徒だけでなく、周囲の児童生徒の見守りや声掛けを積極的に行い、悩みや困りごとがないかを確認します。

カ 加害児童生徒への指導について

加害児童生徒に対しては、加害児童生徒が内省を深め、他の児童生徒への権利侵害行為に及ばない姿勢を自発的に持つことができるよう、道徳科や各教科で教育を行っていきます。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の関与により、加害児童生徒が抱える問題など心理的問題にも着目して、保護者とも連携して、課題解決に当たっていきます。

健全な人間関係を育むことができるような成長を促す指導を行い、規範意識の育成や人間関係づくりの改善に向けて、継続的に指導を行っていきます。

キ 児童生徒へのきめ細かな支援について

年度当初に、個別の支援が必要な児童生徒理解についての研修を行います。

現在、特別支援教育専門研修のほか、令和6年度からは、新採教諭を対象に、特別支援教育をテーマにした研修を実施しています。また、年間を通して、様々な教職員を対象に、児童生徒の特性に応じた支援についての研修を複数回行うとともに、校内研修等を通して、すべての教員が関わる校内支援体制の構築について指導しています。

不登校児童生徒の教室復帰に向けては、「ステップアップルーム」等の別室を設置し、個別の支援を行います。工夫・改善を図りながら、不登校生徒に対する適正・公平な評価を行い、理解に努めていきます。

また、各学校では、特別支援教育コーディネーターを複数名指名しています。特別支援教育コーディネーターが中心となって、校内及び学校間、保護者や関係機関等と円滑に連携できるような校内体制づくりを行い、個別の対応について共通理解を図っていきます。

特別支援教育コーディネーターガイドブックを活用して、個別の教育支援計画の作成及び活用について研修を行い、「特別支援教育に関する委員会」の設置による情報共有の場を定期的に設けることについて周知するとともに、必要に応じて、医療機関等関係者を踏まえたケース会議を行うなど、関係機関との連携を推進しています。

なお、「合理的配慮」のチェックリストについては、その活用を促しており、学校訪問や研修の際には、同チェックリストを配付し、活用例を示しているところです。

引き続き、ケース会議を開催する等して、スクールカウンセラーや関係機関との連携を図り、児童生徒へのきめ細かな支援に努めていきます。

ク 児童生徒の情報の共有について

年度当初の学級の立ち上がりの際、児童生徒についての引継ぎの時間を設定し、児童生徒の実態や合理的配慮事項について、口頭だけの伝達とならないよう、個別の教育支援計画等を確認した上で行います。年度途中には、同計画の見直しについて検討する機会を設定し、必要に応じて同計画の見直しを行います。

また、各学年におけるいじめが疑われる等の事案については、記録を確実に作成保管することで、年度当初の引継ぎやいじめが疑われる事案が発生した場合の振り返りに積極的に活用できるようにします。

児童生徒の情報を校内で共有できるようにし、進級・進学の際には、保護者も含めた面談を実施し、よりよい支援についての共通理解を図っていきます。

ケ 教員の業務負担の把握について

「北九州市立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」において、管理職は、一人一人の教職員の能力と役割・健康状態・働き方等を把握、理解し、心理的安全性のある協働的な組織管理・運営を行うことを示しており、その実現に向けて、サービス管理システムの改修やマネジメントに関する専門研修を実施しているところです。

教員の業務負担を把握し、一部教員に業務負担が大きくなり児童生徒への配慮等がおろそかにならないようにするため、適宜業務内容や担当業務の見直しを行っていきます。

コ 個人情報への配慮について

全教員に配布している「生徒指導実践資料」の中で、いじめへの具体的な対応を記載し、組織的な対応を確認することができるようにしており、引き続きこれに沿った形で、丁寧な対応に努めていきます。

サ その他

学校の「いじめ防止基本方針」に、今回の再発防止に向けた取り組みを反映させます。

(2) 市教育委員会における再発防止策

ア いじめ対策等の周知について

国や県からの情報を周知するとともに、市内の教員研修会においても、いじめ防止を含む人権教育等の充実を図っていきます。

また、最新のデータや情報等を収集し、研修を充実させ、関係者への周知を徹底し、人権尊重の精神の涵養を図っていきます。

イ 合理的配慮の確認について

個別の教育支援計画の作成について、研修や「特別支援教育だより」を通して周知し、作成状況の調査を実施しているところです。また、中学校区ごとにリーダー校を決め、合理的配慮についての確実な引継ぎを行うよう周知しています。

引継ぎが適切に行われているかどうかの確認についても、今後よりよい方法を検討していきます。

ウ 専門職の活用について

各学校において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等に対し、活用時間や研修、相談等の内容の報告を依頼しており、各学校での実態把握に努めていくとともに、教育現場の情報を適切に共有できるよう、それぞれがチームとなり、双方向での連絡体制を強めていきます。

また、特別支援教育コーディネーターの年間の業務や成果、課題等については実践報告書にて把握し、必要に応じて助言等を行っていきます。

専門職の活用が不十分であった部分については、専門職の資質の向上を図り、各学校で有効に機能しているかを把握したうえで、積極的に活用を図っていきます。

エ 重大事態への早期対応について

重大事態としての調査が必要な場合には、早期に調査を開始することができるように、学校と教育委員会での調整を図っていきます。

重大事態発生後は、早急に調査組織を立ち上げ、対象児童生徒へ調査の方針の説明を行い、速やかに調査を開始します。

オ 児童や保護者へのフォローアップについて

通級制度終了の際は、保護者と複数回面談し、本人、保護者の意向を聞きながら、学校及び関係機関によるフォローアップ体制について協議することとしており、引き続き丁寧なフォローアップに努めます。

また、担当者間で情報を共有し、校内支援体制の構築を図っていきます。フォローアップについては、「通級による指導担当者のためのハンドブック」に掲載する等により、徹底していきます。

カ いじめ実態調査の検証について

毎月学校から提出されるいじめ実態調査については、各区の担当指導主事が全校分を確認し、新規の事案については学校に直接確認するとともに、毎月の対応状況について、必要に応じて確認・助言を行っています。

なお、書式について、いじめに対する学校の対応方針や問題点など全体像が見えやすいように工夫するようにとの提言を踏まえ、オンライン上で確認・集計等が行える形式を検討していく予定です。形式を変更する際には、学校の対応等について、より確認し易くなるような修正を行っていきます。

キ 臨床心理学的見地からの施策・体制の拡充について

「チーム学校」として組織的な体制を整え、積極的に関係機関等と連携するなどして、多様な専門的人材を活用することを、学校やスクールカウンセラーの研修で周知し、体制を確立しています。また、定期的に開催されている校内生徒指導委員会へのスクールカウンセラーの参加やいじめに関する情報共有に努めております。

加えて、相談者とスクールカウンセラーとの連絡調整のため、スクールカウンセラーコーディネーターを位置づけ、より効果的な相談につなげる体制を整えています。

また、本市は、数名のスクールカウンセラースーパーバイザーを有しており、スクールカウンセラーの質の向上に向けて、指導・助言を行ってきたところです。引き続き必要な指導・助言を得るための体制づくりを検討し、研修などで学校やスクールカウンセラーへスクールカウンセラースーパーバイザーの積極的な活用に向けた周知を図っていきます。

ク 教職員のメンタルヘルスについて

学校現場での働き方改革に向けて、業務見直し等による教職員の負担軽減に加え、年次研修や職務別研修等でのメンタルヘルスについての研修の実施、ストレスチェックや定期健診の間診項目を活用した産業医面談等のサポート、専門職が対応する「こころの健康相談室」の設置、教職員のための相談窓口の周知など、教職員のメンタルヘルスに対するサポートを、学校現場と教育委員会が連携し行っており、今後も継続して取り組んでいきます。